



大阪労働局発表
平成27年8月27日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 健康課

(電話) 06(6949)6500

報道関係者 各位

12月1日から【ストレスチェック】 の実施が義務付けられます

～制度の周知のため大阪府内で約30回の説明会を開催～

- 平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、「心理的な負担の程度を把握するための検査」（ストレスチェック）とその結果に基づく面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。
- 大阪労働局（局長 中沖 剛）は、平成27年12月1日から施行されるストレスチェックの実施方法などを周知するため、府内13の労働基準監督署を主催者として「ストレスチェック制度セミナー」を開催します。
（日程・会場は別紙「ストレスチェック制度セミナーのご案内」のとおり）
- 7月10日からインターネットによる受付を開始したところ、32回の日程・会場（定員合計3,200人）は早い時期からほぼ満員となり、関心の高さが伺えます。
- 追加開催の問合せも多いことから、11月下旬の開催を目途に準備を進めています。

※ 取材受付

大阪中央労働基準監督署が9月17日（木）と18日（金）に開催するセミナーについて、報道機関の取材を受け付けます。

取材希望の方は、大阪労働局健康課（06-6949-6500）まで、事前にご連絡ください。

なお、他の日程について取材を希望される場合はご相談ください。

ストレスチェック制度の趣旨

- 仕事による強いストレスなどが原因で精神障害を発症したことによる、労災認定件数は、平成 26 年全国で 497 件と過去最多となり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが事業者としても重要な課題となっています。

「ストレスチェック制度」は、労働者のストレスの状況について検査を行い、結果を本人に直接通知することで、労働者自身のストレスへの気付きを促します。(一次予防)

また、集団的な結果を分析することで、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを主な目的としています。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)において新たに制定されました。

ストレスチェック制度とは

- ストレスチェックの実施、その結果に基づく医師による面接指導、面接指導結果に基づく就業上の措置、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析など、事業場における一連の取組全体をいいます。
- 常時使用する労働者に対して、1 年に 1 回ストレスチェックを実施することが事業者の義務*になります。

*従業員数 50 人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

ストレスチェックの調査票とは

- ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいい、以下の 3 つの領域に関する項目により行います。
 1. 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
 2. 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 3. 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

※ 国が推奨する調査票は「職業性ストレス簡易調査票」(57 項目)
(別紙「ストレスチェックを実施しましょう!」参照)

ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

ストレスチェック制度に関するご案内や各種資料、総合的なメンタルヘルス対策については、厚生労働省のホームページでご確認ください。

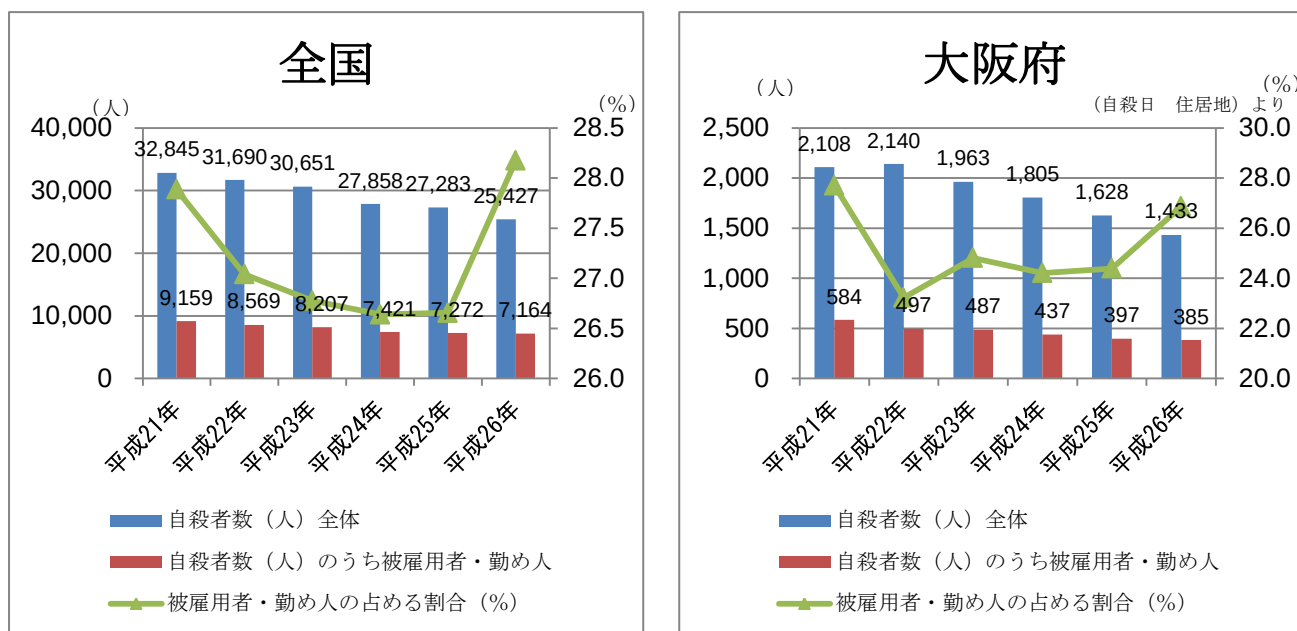
職場におけるメンタルヘルス対策等

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

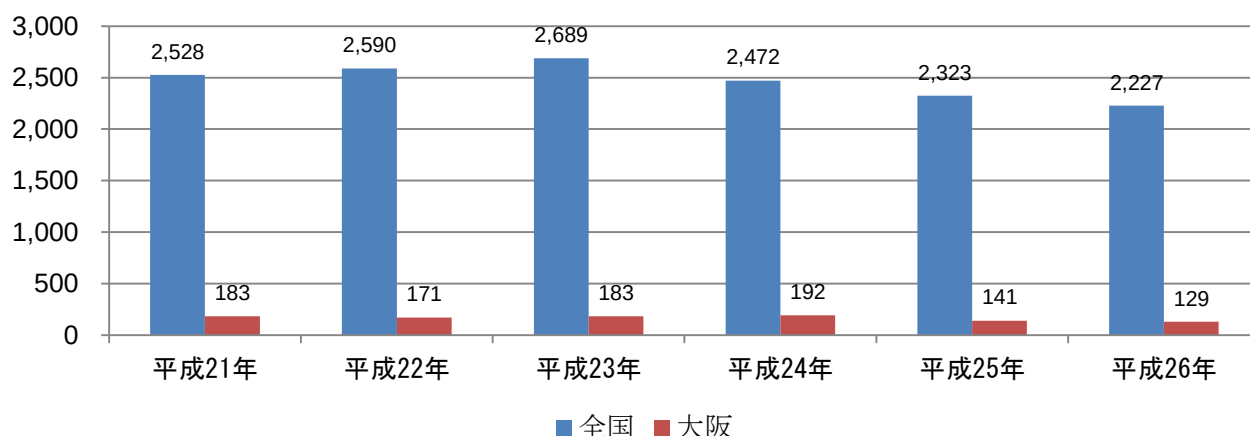
厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策・心身両面にわたる健康づくり (THP)



1. 自殺者の推移及びその原因・動機の推移（「自殺統計」警察庁より内閣府算出）



勤務問題が自殺の原因・動機の一つとする者



全国の自殺者数は、平成10年以降平成23年まで14年間連続して3万人を超えていたが、平成22年以降減少が続き、平成26年は2万5千人余りとなった。大阪府下においても平成23年以降減少が続き、平成26年では1,400人余りとなった。

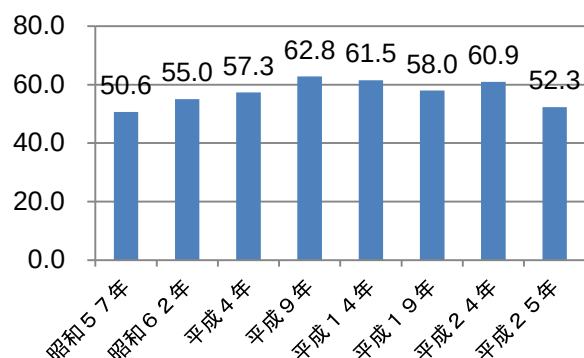
職業別にみると、被雇用者・勤め人（有職者から自営業・家族従業者を除いたもので、会社役員等を含む。）の自殺者数は、全国では近年、総数が減少傾向にある中で概ね減少傾向にあるが、平成26年は全体に占める割合では増加となり、大阪府下においては平成23年からほぼ横ばいであったのが平成26年には全国と同様増加した。

一方、原因・動機別（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたもの）にみると、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数は、平成21年から平成23年まで、総数が減少傾向にある中で増加したが、その後減少し、平成26年は2,227人となっている。大阪府下では平成23年、平成24年と増加していたがその後減少し、平成26年では129人であった。

2. 職業生活でのストレス等の状況

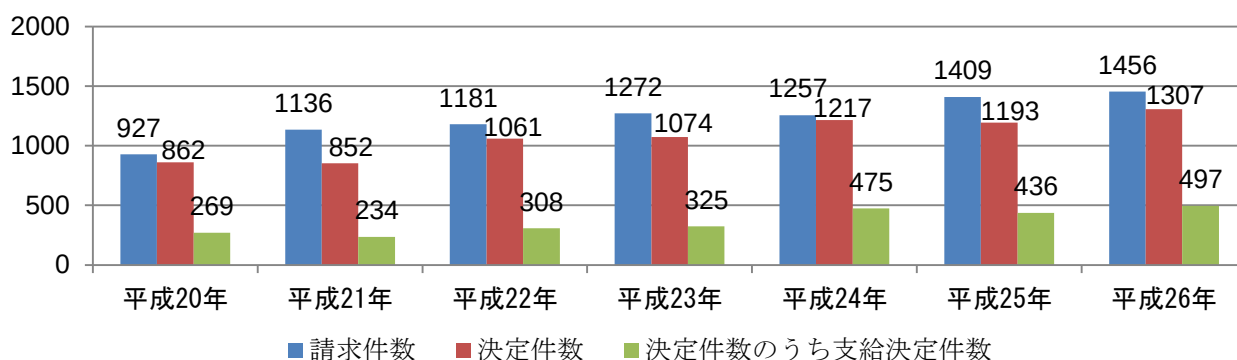
昭和 57 年からの厚生労働省（旧労働省）の労働安全衛生に関する調査において、現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄があるかを、労働者に対して質問したところ、半数以上の労働者が有ると答えている。その内容（3つ以内の複数回答）をみると、「仕事の質・量」（65.3%）が最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」（36.6%）となっている。

強い不安、悩み、ストレスがある労働者の推移

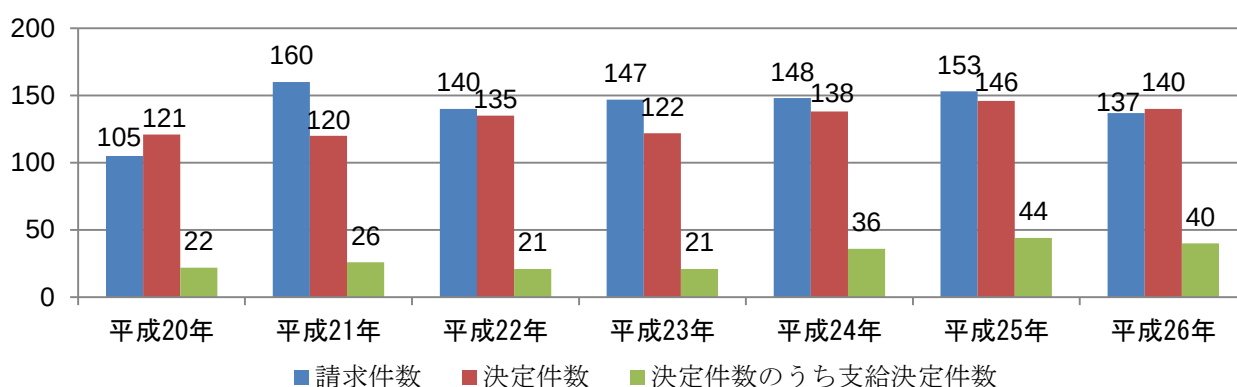


3. 精神障害の労災請求及び支給決定の件数推移

全国



大阪府



精神障害に関する事案の全国の労災補償状況は、請求件数及び支給決定件数ともに過去最高であった。出来事別の支給決定件数は、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（72件）、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（69件）の順に多い。

一方、大阪では平成23年から平成25年までは増加傾向にあったが、平成26年では若干減少した。出来事別では、「特別な出来事」（7件）、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（6件）の順であった。

ストレスチェック制度セミナーのご案内

労働安全衛生法が改正され、【医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）】を実施することなどを事業者の義務とする制度が平成 27 年 12 月 1 日に施行されます。（※ 従業員数 50 人未満の事業場については当分の間努力義務）

この制度を事業場の皆さまに広く理解いただくための説明会【ストレスチェック制度セミナー】を開催します。

◆ ストレスチェック制度セミナー ◆

■大阪府内で 32 回開催します

- ・このリーフレットのウラ面に開催予定表があります。ご都合のよい日時・会場に参加してください。事前申込が必要です。

■内 容：ストレスチェック制度の具体的な運用方法について

■参加費：無料

■申込方法

- ・以下のページへアクセスし、インターネットでお申し込みください。



- ◇ 大阪労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 労働衛生関係 > ストレスチェック制度について > [ストレスチェックセミナー申込サイトへ](#)

- ◇ [大阪労働局 ストレスチェックセミナー](#) で検索 ⇒ [ストレスチェックセミナー申込サイトへ](#)

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roudo_eisei/sutoresuchek.html

お問合せは

日程はウラ面

★セミナー全体に関して⇒ 大阪労働局 労働基準部 健康課（☎ 06-6949-6500）へ

★各回の内容に関して⇒ ウラ面の各回を主催する労働基準監督署へ

【ストレスチェック制度のポイント】

1 目的

- メンタルヘルス不調者の発見ではなくメンタルヘルス不調の未然防止のための一次予防
- 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

2 実施方法

- ストレスチェックの実施者となれる者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士
- ストレスチェックの調査票は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の 3 領域を全て含むものを使用する（具体的な項目数や内容は、事業者自ら選定可能だが、国が推奨する調査票は 57 項目の「職業性ストレス簡易調査票」）

3 留意事項

- ストレスチェックの結果は実施者から直接本人へ通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止
- 高ストレスと判断された者は、医師による面接指導を受ける

4 集団分析

- 職場の一定規模の集団（部、課など）ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することを努力義務化



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



平成 27 年 6 月

ストレスチェック制度セミナー開催予定表



ご都合のよい日時・会場を選び、インターネットでお申し込みください。

より多くの事業場に参加いただくため、同一事業場からの申込は2人以内にしていただきますようお願いいたします。

主催 (監督署)	開催月	日	時間	場所	定員(人)
大阪中央	9月	17(木)、18(金)	14:00～16:00	大阪中央労働基準監督署 6階講堂 大阪府中央区森ノ宮中央 1-15-10 ※公共交通機関をご利用ください	各回 90
	10月	2(金)、6(火) 7(水)、9(金)			
	11月	6(金)			
大阪南	9月	4(金)	14:00～16:00	住吉大社 吉祥殿 明石の間 大阪府住吉区住吉 2-9-89	200
天満	9月	29(火)	13:30～15:30	TKP ガーデンシティ大阪 OAP タワー マリナーコート 大阪府北区天満橋 1-8-30 OAP タワー 24F ※公共交通機関をご利用ください	各回 180
	10月	20(火)			
大阪西	10月	16(金)	10:00～12:00	一般社団法人 大正工業会 (大正産業会館) 大阪府大正区泉尾 1-27-16 ※公共交通機関をご利用ください	各回 100
		16(金)	13:30～15:30		
西野田	10月	16(金)	14:00～15:30	此花会館 梅香殿 大ホール 大阪府此花区西九条 5-4-24	200
淀川	10月	21(水)、22(木)	9:30～11:30	淀川労働基準監督署 大阪府淀川区西三国 4-1-12 ※公共交通機関をご利用ください	各回 30
		21(水)、22(木)	14:00～16:00		
	11月	11(水)、13(金)	9:30～11:30		
		11(水)、13(金)	14:00～16:00		
東大阪	10月	9(金)	10:00～12:00	八尾市文化会館 (プラスムール) 八尾市光町 2 丁目 40 番地	各回 110
		9(金)	13:30～15:30		
岸和田	11月	5(木)	14:00～16:00	岸和田市立波切りホール 4階 交流ホール 岸和田市港緑町 1-1	140
堺	11月	24(火)	13:30～16:00	堺地方合同庁舎共用会議室 (9階) 堺市堺区南瓦町 2-29 ※公共交通機関をご利用ください	100
羽曳野	10月	9(金)、27(火)	14:00～16:00	富田林市市民会館 (レインボーホール) 大会議室 富田林市栗ヶ池町 2969-5	各回 100
北大阪	10月	15(木)、16(金)	14:00～16:00	枚方市立メセナひらかた会館 6階大会議室 枚方市新町 2-1-5 ※公共交通機関をご利用ください	各回 170
泉大津	10月	21(水)	14:00～16:00	テクスピア大阪 第4研修室 泉大津市旭町 22-45	108
茨木	9月	14(月)	10:00～12:00	茨木市福祉文化会館 (オーケイター) 302号室 茨木市駅前 4-7-55	各回 130
		14(月)	14:00～16:00		

★ 開催日時、会場について、変更や追加することがありますので、最新情報は WEB サイトで確認してください。

大阪中央労働基準監督署 TEL06-7669-8727 (安衛)
 大阪南労働基準監督署 TEL06-7688-5581 (安衛)
 天満労働基準監督署 TEL06-7713-2004 (安衛)
 大阪西労働基準監督署 TEL06-7713-2022 (安衛)
 西野田労働基準監督署 TEL06-7669-8787 (監督・安衛)
 淀川労働基準監督署 TEL06-7668-0269 (安衛)

東大阪労働基準監督署 TEL06-7713-2026 (安衛)
 岸和田労働基準監督署 TEL072-498-1013 (安衛)
 堺労働基準監督署 TEL072-340-3831 (安衛)
 羽曳野労働基準監督署 TEL072-942-1308 (監督・安衛)
 北大阪労働基準監督署 TEL072-391-5826 (安衛)
 泉大津労働基準監督署 TEL0725-27-1211 (監督・安衛)
 茨木労働基準監督署 TEL072-604-5309 (安衛)

ストレスチェックを実施しましょう！

平成 26 年 6 月、労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、自らのストレスの状況について気付きを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場環境の改善につなげ、さらにストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

■ この制度の目的

- ◆ **一次予防**を主な目的とする(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ◆ 労働者自身のストレスへの**気づき**を促す
- ◆ ストレスの原因となる**職場環境の改善**につなげる

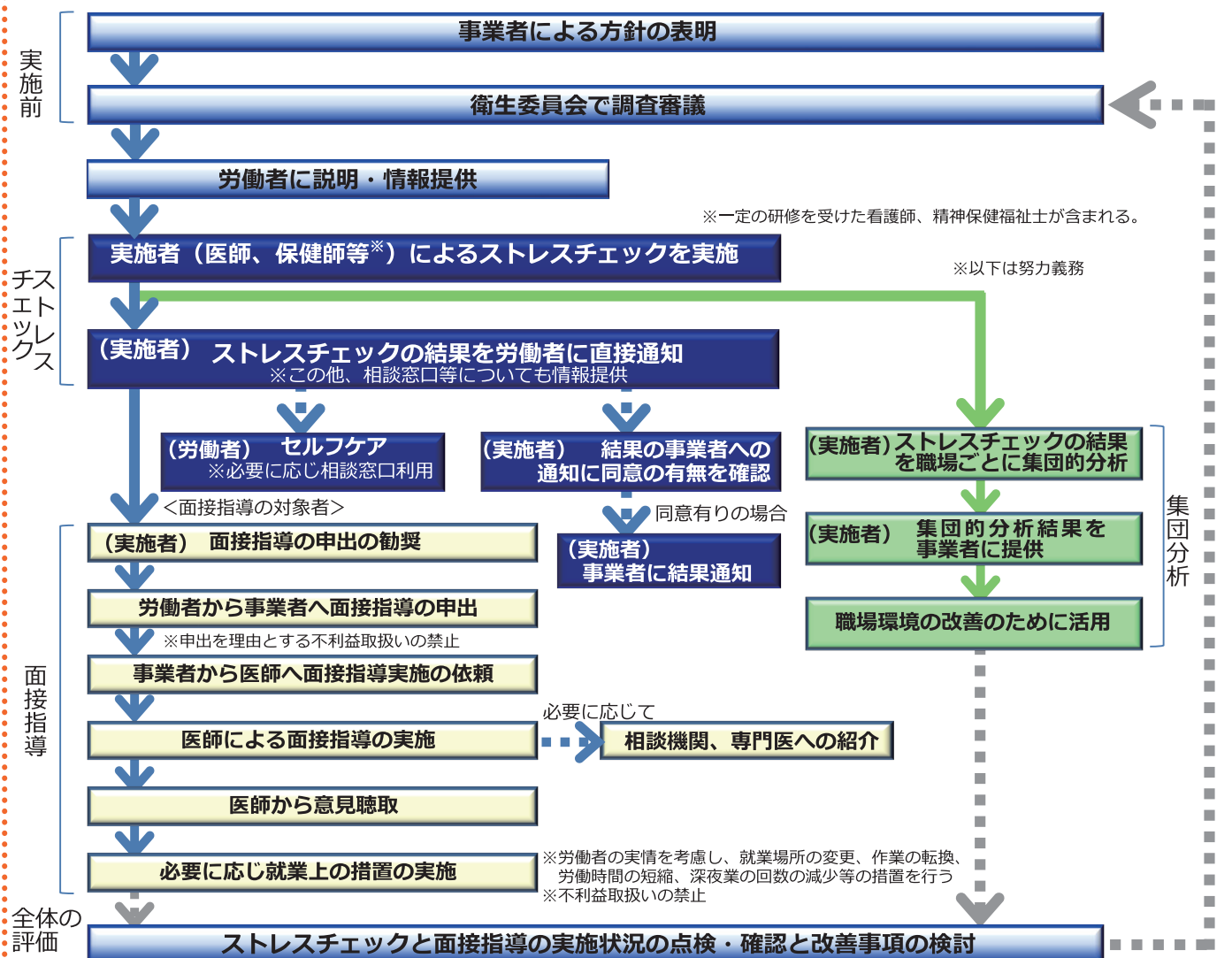
■ 事業者の義務です

- ① 常時使用する労働者に対して、**医師、保健師等による**心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施すること
(労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務)
- ② 検査の結果、高ストレス者と選定された労働者から申出があった場合、**医師による面接指導**を実施すること
- ③ 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ**就業上の措置**を講じること

■ 禁止です

- ① 実施者が、検査結果を**本人の同意なく事業者**に提供すること
- ② ストレスチェックを受けないこと、結果の提供に同意しないこと、面接指導の申出を行わないことなどを理由として**不利益な取扱い**をすること

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



■ 衛生委員会（安全衛生委員会）で調査審議を行い、実施体制を整備しましょう

- ◆ ストレスチェック制度の具体的な**実施方法**を定めるとともに、**実施状況**を調査審議しましょう。
- ◆ 調査審議の結果を踏まえ、法令に則った上で、ストレスチェック制度の実施に関する**規程を定め**、これをあらかじめ労働者に対して**周知**しましょう。

■ ストレスチェックを行うのは、【実施者】と【実施事務従事者】です

- ◆ **実施者** とは
医師、保健師又は厚生労働大臣が定める**研修を修了した看護師**若しくは**精神保健福祉士**であって、ストレスチェックを実施する者をいいます。
- ◆ **実施事務従事者** とは
実施者のほか、実施者の指示により、ストレスチェックの実施の事務（個人の調査票の**データ入力、結果の出力**又は**結果の保存**（事業者に指名された場合に限る）等を含む。）に携わる者をいいます。
- ◆ 人事権を有する者は実施者、実施事務従事者にはなれません
ストレスチェックの実施にかかる事務のうち、労働者の個人情報を直接取り扱う事務については、**人事権を有する者は従事できません**。

■ 【実施者】は少なくともふたつの役割を担う必要があります

- ◆ 事業者にストレスチェックの実施について専門的見地から**意見を述べる**こと
【・調査票の選定 ・ストレスの程度の評価方法 ・高ストレス者の選定基準】
- ◆ ストレスチェックの結果に基づき**面接指導の要否**を確認すること
- ◆ 調査票の回収、集計、入力は実施者が直接行う必要はありません。（実施事務従事者が行う）

★ 高ストレス者の選定、本人へ通知する結果の分析、集団分析などに使用するプログラムは厚生労働省が開発し、無料で提供することとしています。

■ 高ストレス者には医師による面接指導が必要です

- ◆ ストレスチェックの結果、高ストレスであると本人に通知され、面接指導を申し出た者に対し、**医師による面接指導**（保健師は不可）を実施しなければなりません。
- ◆ 面接指導は、実施者と異なる医師により実施してもかまいませんが、事業場の状況を把握している**産業医が行うことが望ましい**とされています。

■ 結果の保存が必要です

- ◆ 事業者は、ストレスチェックの結果、面接指導の結果、集団分析の結果を **5 年間保存**しなければなりません。
- ◆ このうちストレスチェックの結果については、本人が事業者への提供に**同意しなかった場合は実施者が**5 年間保存することが望ましいとされており、実施者による保存が困難な場合は、セキュリティを確保したうえで実施事務従事者が保存することになります。

■ ストレスチェックの一部又は全部を外部機関へ委託して実施することも可能です

- ◆ 事業者はストレスチェックを外部機関に委託する場合は、あらかじめその機関の**実施体制や情報管理の適切さ**などを十分に確認してから委託してください。
- ◆ 健康診断の問診（自覚症状、他覚症状の検査）と**同時に実施**することも可能ですが、ストレスチェックの調査票と健康診断の問診票を区別するなどの工夫が必要です。

《外部機関で実施》	受診義務	結果の通知
ストレスチェック	なし	直接本人へ
健康診断	あり	事業者へ

★ 外部委託する場合の確認すべき事項は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（厚生労働省ホームページで公開）の 116 ページを参照してください。

■ ストレスチェックの事務に従事した者には守秘義務がかかります

- ◆ ストレスチェックの事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないと規定されています。
- ◆ 当然のことながら、事業者はストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手してはいけません。

■ 「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければなりません

- ◆ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は 1 年以内ごとに 1 回、定期に、所定の様式で次の項目を所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません。

- ストレスチェックを受けた労働者数
- 面接指導を受けた労働者数
- 検査を実施した者
 - 1：事業場選任の産業医
 - 2：事業場所所属の医師・保健師・看護師・精神保健福祉士
 - 3：外部委託先の医師・保健師・看護師・精神保健福祉士
- 面接指導を実施した医師
 - 1：事業場選任の産業医
 - 2：事業場所所属の医師
 - 3：外部委託先の医師
- 集団分析の実施の有無

■ ストレスチェックの調査票には、以下の 3 つを把握できる項目が必要です

A ストレスの原因 B ストレスによる心身の自覚症状 C 周囲の支援

国が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

【回答肢（4段階）】

- A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう
- B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった
- C 非常に／かなり／多少／全くない
- D 満足／まあ満足／やや不満足／不満足

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 非常にたくさんの仕事をしなければならない
- 時間内に仕事が処理しきれない
- 一生懸命働かなければならない
- かなり注意を集中する必要がある
- 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
- 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
- からだを大変よく使う仕事だ
- 自分のペースで仕事ができる
- 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
- 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
- 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
- 私の部署内で意見のくい違いがある
- 私の部署と他の部署とはうまく合わない
- 私の職場の雰囲気は友好的である
- 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない
- 仕事の内容は自分にあっている
- 働きがいのある仕事だ

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 活気がわいてくる
- 元気がいっぱいだ
- 生き生きする
- 怒りを感じる
- 内心腹立たしい
- イライラしている
- ひどく疲れた
- へとへとだ
- だるい
- 気がはりつめている
- 不安だ
- 落ち着かない

- ゆううつだ
- 何をするのも面倒だ
- 物事に集中できない
- 気分が晴れない
- 仕事が手につかない
- 悲しいと感じる
- めまいがする
- 体のふしぶしが痛む
- 頭が重かったり頭痛がする
- 首筋や肩がこる
- 腰が痛い
- 目が疲れる
- 動悸や息切れがする
- 胃腸の具合が悪い
- 食欲がない
- 便秘や下痢をする
- よく眠れない

C あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- ・次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
 - 上司
 - 職場の同僚
 - 配偶者、家族、友人等
- ・あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？
 - 上司
 - 職場の同僚
 - 配偶者、家族、友人等
- ・あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？
 - 上司
 - 職場の同僚
 - 配偶者、家族、友人等
- D** 満足度について
 - 仕事に満足だ
 - 家庭生活に満足だ

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」のポイント

(1) ストレスチェック制度の基本的な考え方

- この制度は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）が目的で、事業場におけるメンタルヘルスケアの総合的な取組の中に位置付けることが望ましい。

(2) 衛生委員会などにおける調査・審議

- ストレスチェック制度の実施に当たっては、その実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止などの事項を、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などで構成される衛生委員会などで調査・審議し、その結果を踏まえて規程を定めなければならない。

(3) ストレスチェックの実施方法など

- ストレスチェックに用いる調査票は、事業者の判断により選択することができるものとするが、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を用いることが望ましい。
- 心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目の評価点数の合計が高い者などを高ストレス者として選定しなければならない。
- 医師による面接指導が必要とされた者に対して、実施者が申し出の勧奨を行うとともに、結果の通知を受けた労働者が相談しやすい環境を作るため、保健師、看護師または心理職（産業カウンセラー、臨床心理士など）が相談対応を行う体制を整備することが望ましい。

(4) 面接指導の実施方法など

- 面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、その労働者の了解が得られるよう努めるとともに、不利益取扱いにならないように留意しなければならない。

(5) 集団ごとの集計・分析の実施方法など

- 分析結果に基づく措置は、管理監督者による日常の職場管理、労働者の意見聴取、産業医などの職場巡視などで得られた情報も勘案し、勤務形態または職場組織の見直しなどの観点から講ずることが望ましい。

(6) 労働者に対する不利益な取扱いの防止

- ストレスチェックを受けないこと、結果の提供に同意しないこと、または面接指導の申し出を行わないことを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。
- 医師の意見を勘案し、必要と認められる範囲内となっていないものなど、法令上求められる要件を満たさない不利益な取扱いを行ってはならない。
- 面接指導の結果を理由とした、解雇などの不利益な取扱いを行ってはならない。

(7) 労働者の健康情報の保護

- ストレスチェックの実施前または実施時に、事業者への結果提供に関する労働者の同意を取得してはならないとし、結果通知後に個別に同意を取得しなければならない。
- 集団ごとの集計・分析の単位が10人を下回る場合には、全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者は結果を提供してはならない。

(8) その他の留意事項

- この制度においては、産業医が中心的役割を担うことが望ましい。
- ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、派遣先事業者が、派遣労働者も含めて実施することが望ましい。

◆ ストレスチェック制度について、詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

- ✓ ストレスチェック制度に関する省令
- ✓ 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>

厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2015年4月 > 改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」の具体的な運用方法を定めた省令、告示、指針を公表します



- ✓ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル
- ✓ ストレスチェック制度 Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策・心身両面にわたる健康づくり（THP）

